

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 20 日

久慈市長 遠 藤 譲 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
宇部町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 20 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数 16 経営体
法人 1 経営体
個人 15 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 将来の農地利用のあり方
 - ・ 担い手に集積・集約化する。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消する。
6. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 地域集積協力金を活用し、乾燥調製施設を整備した。今後、水稻育苗施設及び生産機械等の整備を進める。
7. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 宇部川地区営農組合を中心に地域農業の振興を図っていく。営農組合では、特定農業団体である宇部川地区農業生産組合から法人化した農事組合法人宇部川ファームへ農地集積を推進する。また、低コスト化を図る観点から個々の農家における機械更新を避け、法人への作業委託を併せて推進する。
 - ・ 主食用水稻を中心とした営農類型とするが、農業所得向上を図るため新規需要米、園芸作物等との複合経営を実践する。
 - ・ 地元酒蔵と連携し、酒米の栽培を実践し農商工連携による 6 次産業化の推進を図る。
 - ・ 地域集積協力金を活用し、乾燥調製施設を整備した。今後、水稻育苗施設及び生産機械等の整備を進める。
 - ・ 地域内農家相互の連携を深める。
 - ・ 水田を活用した水稻以外（飼料用米、WCS、SGS）作付けによる耕畜連携を図る。
 - ・ 花きや大豆の生産に取り組み、産直販売や加工等 6 次産業化を検討する。

- ・ 担い手への集約を図り、耕作放棄地の防止・解消に努める。